

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

令和3年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策について、これまでも家きん飼養農場に対し発生予防対策に関する情報提供及び指導又は助言を実施していただくようお願いしてきたところです。

特に昨シーズンは、11月の香川県における発生以降、本年3月までに18県で52事例の飼養家きんにおける高病原性鳥インフルエンザが確認され、計987万羽を殺処分する過去最大の発生となりました。海外においても、韓国で108件、フランスで488件の飼養家きんでの発生が確認されるなど、世界的に流行が見られたシーズンとなりました。

本年4月以降も、アジアでは韓国、台湾、ベトナム等において、欧州ではフランス、ポーランド、ドイツ等において、飼養家きんにおける発生が確認されています。また、野鳥についても、我が国へ飛来する渡り鳥の営巣地があるロシア及び中国において、広い範囲で発生が確認されています。これらの発生状況を考慮すれば、今シーズン、我が国は、厳重な警戒が必要と考えられます。

このため、農林水産省では、今後の侵入に備え、発生国の獣医当局や研究機関と、発生対応やウイルスの病原性に関する情報を共有するためのネットワークを構築したところです。また、昨シーズンの課題を踏まえ、家畜伝染病予防法施行規則の一部改正等の家畜防疫対策の見直しを進めているところです。

つきましては、各都道府県においても、これから渡り鳥の本格的な飛来を迎えるに当たり、飼養衛生管理基準の遵守により本病の発生予防対策を徹底するとともに、特に下記の事項に留意の上、万一の発生に備えたまん延防止対策に万全を期すようお願いいたします。

## 記

### 1 発生予防対策

#### (1) 家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守指導の徹底

昨年12月から本年2月まで、毎月、飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況の一斉点検を実施するとともに、都道府県にはその結果を取りまとめて御報告いただいたところ。

これまで、回を重ねるごとに、点検結果の改善が進んでいるが、一部の農場では依然として飼養衛生管理基準の不遵守が認められていること、また、海外の発生状況を踏まえれば、今シーズンも、我が国での発生リスクが高いと考えられることから、改めて、貴職において、飼養衛生管理の改善指導を一層強力に推進いただくとともに、今年度においても、飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況の一斉点検を実施すること。

一斉点検については、令和3年10月以降令和4年3月までの間、飼養衛生管理者に対し次の7項目の遵守状況を点検するよう指導し、各都道府県においてその結果を取りまとめ、別添1により毎月20日までに動物衛生課まで報告すること。（提出先：Email:siyoueiseikanri@maff.go.jp）

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目13）
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目14）
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目15）
- ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等（項目20）
- ⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用（項目21）
- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（項目24）
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除（項目26）

### 2 まん延防止対策

#### (1) 早期発見・早期通報

家きんの所有者、飼養衛生管理者、獣医師等に対して、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状の内容について周知するとともに、当該症状を呈している家きんを発見したときは、遅滞なく、当該家きん又はその死体の所在地を管轄する都道府県にその旨を届け出るよう、指導すること。

また、本病は家きんの死亡羽数の増加が比較的緩やかな場合もあることを踏まえ、家きんの飼養者に対し、平時から飼養する家きんの健康状態について注意深く観察するとともに、死亡羽数の増加はもちろんのこと、産卵率の低下、さらには元気消失といった異状

が見られた場合の早期通報を徹底するように周知すること。

## (2) 的確な初動対応の徹底及び連携体制、埋却地等の確認

万が一、本病が発生した場合に備え、速やかに防疫措置が講じられるように、防疫指針に基づき以下の取組を行うこと。なお、防疫指針については、「農林水産省鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱合同防疫対策本部を踏まえた今後の対応について（第2報）」（令和3年9月2日付け3消安第3079号）で示した一部変更予定案を参照すること。

- ① 都道府県は、家きんの飼養者、獣医師等から上記（1）の届出を受けた場合には、速やかに、防疫指針第4に基づく対応を的確に実施できるよう、体制を改めて確認するとこと。
- ② 防疫指針第2-2の2の（1）に基づき、必要な人員、防疫資材、検査試薬、特殊自動車等の確保、又はそれらの緊急時における円滑な入手について、調達先の確認、調整（緊急時の連絡体制の確認を含む。）等を行うこと。
- ③ 本病発生時の防疫措置に伴い必要となる埋却地及び焼却施設等の確保状況について確認を行い、事前確保が十分でない場合は、防疫指針第2-2の2の（3）に基づく調整を行うこと。
- ④ 防疫指針第2-2の2の（5）に基づき、県内関係部局、近隣の都道府県、市町村、関係機関及び関係団体との連携体制の確認をすること。

## (3) 防疫演習（机上演習を踏まえた防疫計画の検証・改善）

（2）の取組を徹底し、迅速な防疫措置を講じる体制を確立するためには、初動対応を含めた防疫対応に係る各種計画を作成する必要があるが、こうした各種防疫計画に実行性が伴わなければ、万全の体制を構築したことにはならない。

そこで、防疫計画の実行性を確認するため、（2）の取組と並行して、各都道府県における既存の防疫計画等を踏まえ、本年10月15日までに発生時の具体的な防疫対応について机上演習を実施すること。実施に当たっては、別添2「令和3年度全国高病原性鳥インフルエンザ防疫演習実施マニュアル」（以下「演習マニュアル」という。）を参考にすること。

また、机上演習の結果を踏まえ、各種防疫計画を検証するとともに改善点を速やかに見直すこと。見直した後の各種防疫計画の内容を演習マニュアルに記載した様式（①発生想定農場の概要、②動員計画、③必要となる資材の調達計画、④患畜等の死体の処理計画（焼却又は埋却）及び⑤作業計画（全体スケジュール表））にまとめ、10月15日（金）までに動物衛生課まで必ず提出すること。

### 3 その他（野鳥のサーベイランス）

別添3のとおり環境省から野鳥のサーベイランスの協力依頼があったことを踏まえ、引き続き、防疫指針第4の7に基づき、自然環境部局と相互に連絡、適切に分担して野鳥のサーベイランス検査を実施する体制を構築するとともに、野鳥等において本病ウイルスが確認された場合には、必要に応じて、周辺農場に立入検査を実施するほか、注意喚起及び家さんの健康観察の徹底を指導すること。

以上

写

3 消安第 3060 号  
令和 3 年 9 月 10 日

各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長  
動物検疫所長  
動物医薬品検査所長  
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長  
独立行政法人農畜産業振興機構理事長  
独立行政法人家畜改良センター理事長

殿

農林水産省消費・安全局長

令和 3 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

写

3 消安第3060号  
令和3年9月10日

別記 各関係団体長 殿

農林水産省消費・安全局長

令和3年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底  
について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位等に対し周知いただくとともに、都道府県の家畜防疫員による定点モニタリング及び強化モニタリングの検査対象農場の選定等に協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

写

一般社団法人 日本養鶏協会会長  
一般社団法人 日本食鳥協会会長  
一般社団法人 全国鶏卵養鶏団体連合会会長  
一般社団法人 日本種鶏孵卵協会代表理事会長  
国産鶏普及協議会会長  
日本養鶏農業協同組合連合会会長  
全国養鶏経営者会議会長  
日本成鶏処理流通協議会会長  
一般社団法人 日本卵業協会会長  
全国たまご商業協同組合理事長  
全国鶏卵加工協議会会長  
一般社団法人 日本伝書鳩協会会長  
一般社団法人 日本鳩レース協会会長  
日本オーストリッチ協議会会長  
日本オーストリッチ事業協同組合長  
豊橋養鶉農業協同組合長  
公益社団法人中央畜産会会長  
全国農業協同組合中央会会長  
全国農業協同組合連合会代表理事  
一般社団法人 全国動物薬品器材協会理事長  
一般社団法人 日本家畜輸出入協議会理事長  
公益社団法人 日本獣医師会会長  
公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長  
一般財団法人 畜産環境整備機構理事長  
協同組合日本飼料工業会会長  
公益社団法人 畜産技術協会会長  
一般社団法人 全国畜産経営安定基金協会会長  
全国精麦工業協同組合連合会会長  
全国飼料卸協同組合長  
全国飼料輸入協議会会長  
飼料輸出入協議会会長

写

3 消安第3060号  
令和3年9月10日

厚生労働省健康局長  
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全審議官  
環境省自然環境局長

殿

農林水産省消費・安全局長

令和3年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底  
について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了  
知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。



# 飼養衛生管理者の確認結果(小規模に限る。)

〇〇都道府県

(別添1)

(様式2)

項目	鶏(採卵用)			鶏(肉用)			あひる			うずら			きじ			ほろほろ鳥			七面鳥			だちょう			合計		
	合計	対象農場数		合計	対象農場数		合計	対象農場数		合計	対象農場数		合計	対象農場数		合計	対象農場数		合計	対象農場数		合計	対象農場数		合計	対象農場数	
	〇	×	〇	×	〇	×	〇	×	〇	×	〇	×	〇	×	〇	×	〇	×	〇	×	〇	×	〇	×	〇	×	
13 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	0			0			0			0			0			0			0			0			0	0	0
14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	0			0			0			0			0			0			0			0			0	0	0
15 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等	0			0			0			0			0			0			0			0			0	0	0
20 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	0			0			0			0			0			0			0			0			0	0	0
21 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	0			0			0			0			0			0			0			0			0	0	0
24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	0			0			0			0			0			0			0			0			0	0	0
26 ねずみ及び害虫の駆除	0			0			0			0			0			0			0			0			0	0	0

注1 項目ごとのその遵守状況について農場数を実数で入力してください(うち、〇は遵守、×は不遵守)。

注2 【対象農場数】の記載欄には、家きんの品種ごとに農場数を入力してください。

注3 小規模とは、鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合100羽未満、だちょうの場合10羽未満をいう。

# 令和3年度全国高病原性鳥インフルエンザ 防疫演習実施マニュアル

## 1. 目的

都道府県は、高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」という。）が発生した場合に備え、速やかに防疫措置が講じられるよう、机上演習として発生想定農場の立地や作業動線等の再確認を行うとともに、庁内関係部局や市町村、関係機関・団体との調整も含め、人員・資材の確保やスケジュールの確認等を実施する。

机上演習を実施後、その結果を踏まえ、家きん飼養者からの届出から初動防疫対応までの体制の確認、動員計画、必要な資機材の調達計画、患畜等の死体の処理方法の確認、防疫措置開始から終了までの全体作業計画といった防疫計画の実行性について問題点がないか確認するとともに、問題点を発見した場合には直ちにその改善を図ることにより、今シーズンのHPAI発生に備えてより万全な防疫体制を構築する。

## 2. 演習の概要

- (1) 都道府県は、机上演習を原則として9月中の任意の日に行うこととし、演習は、演習当日の午前9:00に、発生想定農場からHPAIを疑う通報があったものと想定し、立入検査の結果、簡易検査が陽性となった時点から患畜の確定を経て、防疫措置完了までに行うべき必要な対応（※）が県であらかじめ作成した各種防疫計画に基づき迅速に実施できるかどうか確認を行う。

ただし、既に8月以前に同旨の机上演習を行っており、万全の防疫体制が構築できていると考えられる場合には、必ずしも改めて机上演習を行う必要はない。

※ 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年9月9日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）等に基づき実施すべき対応をいい、農水省の作成した防疫マニュアルやあらかじめ作成してある都道府県の防疫マニュアル等に基づき実施することを想定。

- (2) 当該机上演習に使用した各種防疫計画の実行性について問題点がないか確認を行うとともに、問題点を発見した場合には直ちにその改善を図り、改善後の防疫計画の内容を様式1から5までにまとめ、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）まで提出することとする。（提出期限は、10月15日（金）とする。）

### 3. 発生想定農場の選定

以下3種類の農場を発生想定農場（防疫演習の対象農場）として選定すること。

#### （1）10万羽規模の肉用鶏飼養農場

都道府県内に10万羽規模の肉用鶏飼養農場が存在しない場合には、都道府県内最大飼養規模の肉用鶏飼養農場を選定すること。また、都道府県内に肉用鶏飼養農場が存在しない場合は選定する必要はない。

#### （2）6万羽規模の採卵鶏飼養農場

都道府県内に6万羽規模の採卵鶏飼養農場が存在しない場合には、都道府県内最大飼養規模の採卵鶏飼養農場を選定すること。また、都道府県内に採卵鶏飼養農場が存在しない場合は選定する必要はない。

#### （3）都道府県内で最大飼養規模の養鶏農場

採卵、肉用等用途を問わず、県内で最大飼養規模の養鶏農場を選定すること。ただし、10万羽を超える飼養規模の農場であって、鶏舎構造等から最大飼養規模の農場よりも人員や資材がより必要になる農場がある場合には、当該農場を選定して差し支えない。

なお、最大飼養規模の養鶏農場が既に（1）又は（2）で選定されている場合には、新たに対象農場を選定する必要はない（防疫演習の対象農場は2農場でよい。）

### 4. 各種防疫計画の内容（動物衛生課に提出すべき資料）

2.（1）の机上演習に用いた計画のうち、以下（1）から（5）の内容について、様式1から5までに記載し、提出期限までに動物衛生課に提出すること。

いずれの資料においても、各都道府県の防疫計画の内容により、日数や欄の追加等が必要と判断される場合には、適宜資料中の項目を追加し、記載すること。

#### （1）発生想定農場の概要及び選定理由【様式1】

防疫演習の対象として選定した各農場について、農場の概要及び選定理由を記載すること。農場の概要として、畜種（鶏）、用途（肉用、採卵、種鶏など）、飼養規模、鶏舎数、鶏舎構造（開放鶏舎、ウインドレス鶏舎※）、GPセンター等併設施設の有無について記載する。

また、疫学関連農場（発生想定農場における患畜確定に伴い疑似患畜となる家畜が飼養されていることが確実と判断される農場）がある場合は農場名や飼養規模について記載すること。

※セミウインドレス鶏舎については開放鶏舎として記載すること。

#### （2）動員計画【様式2①・②】

各発生想定農場の飼養規模に応じ、防疫措置における動員計画を作成すること。

動員者数は所属ごとに作業担当箇所割り振りを行い、1日ごとの動員者数を記載すること。また、焼却の対応等の理由により防疫措置終了後も動員が必要と考えられる場合は、適宜表を追加の上記載すること。クール構成については1日当たりのクール数を記載の上、各クールにおける開始・終了時刻をそれぞれ記載すること。

加えて、家畜衛生担当部局内又は県内以外から獣医師、オペレーター等の動員を求め際の依頼先の情報を記載すること。

なお、自衛隊の動員要請については、防疫指針第6の4の(1)及び(2)を十分に踏まえ、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣を受けてもなお迅速な防疫措置の実施に必要な人員が不足する場合に限り、派遣要請を検討することとし。派遣要請を行う場合には、記入欄に派遣要請を行う理由、自衛隊が投入される畜舎の範囲を理由とともに示すこと(殺処分優先順位等)。

### (3) 必要となる資機材の調達計画【様式3①・②】

防疫措置を行う上で必要となる資材及び機材について必要量と現在の備蓄量を確認し、防疫服等の消耗品その他、炭酸ガスボンベや死体等の運搬や焼却に使用する車両・重機、動員者の移動に使用するバス等の調達も含め、防疫措置の実施に必要な全ての資機材を網羅的に記載すること。加えて、農場所所有の機械等の使用を想定する場合はその旨を明記すること。

また、各資機材について、調達方法についても確認の上、当該調達方法を記載すること。なお、1者からの調達では十分な量の調達ができない場合に備え、可能な限り多数の調達先を用意することとし、資機材の調達に当たっては、バスを利用する際の運転手の確保や炭酸ガスを使用するための工具等、副次的に契約や調達が必要となるものについても確認を行い、防疫計画に必要な数量が確保できていることを確認し、備考欄に追記すること。

### (4) 患畜等の死体の処理計画【様式4】

死体や汚染物品の処理に使用する埋却地あるいは焼却施設を記載し、埋却地の面積や焼却施設の処理能力を記載し、飼養羽数に対して確実に処理が可能であることを確認すること。

また、農場から埋却地又は焼却施設までの地図及び経路を作成して資料に添付するとともに、輸送に係る時間や運搬車両の必要台数等について確認すること。

### (5) 作業計画(全体スケジュール)【様式5】

異常家きんの届出から防疫措置の完了(焼却を行う場合は焼却の完了も含む。)に至るまでに実施する作業について計画を行い、全体のスケジュールを作成すること。動員

計画や資機材の調達計画等の内容を踏まえ、実行性のある計画になっていることを確認し、問題点が確認された場合には、直ちに改善すること。

なお、10万羽規模の肉用鶏農場及び6万羽規模の採卵鶏農場については、防疫指針における【留意事項 33】に基づき、24時間以内にと殺を、72時間以内に焼埋却をそれぞれ完了することが可能な農場として飼養羽数の設定を行っているが、必ずしも上記の時間内の措置を求めるものではなく、現実に即した計画を作成すること。

## 5. 動物衛生課への提出方法等

4. の資料は、以下提出先に電子メールにより提出すること。

演習全体を通じて不明点等がある場合は、(1)の提出先に照会すること。

(1) 提出先: 動物衛生課防疫業務班

takuya\_yokoyama910@maff.go.jp、akinori\_kaneko960@maff.go.jp、  
yoshifumi\_koba670@maff.go.jp、haruka\_makino940@maff.go.jp

(2) メールの件名

「(2桁の県番号) (県名) R3 防疫演習における各種防疫計画」とする。

(3) 送付ファイル名

「(2桁の県番号) (県名) R3 防疫演習様式(番号)」とする。

(4) 提出期限 (厳守)

令和3年10月15日(金) 中

環自野発第 2109011 号  
令和 3 年 9 月 1 日

農林水産省 消費・安全局長 殿

環境省自然環境局長  
( 公 印 省 略 )

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

自然環境行政の推進につきましては、平素より協力を頂き感謝いたします。

さて、当省では、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる 10 月より、死亡野鳥及びガンカモ類の糞便を検体として高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を検査することとしています。

今般、別添のとおり、各都道府県宛に通知しましたので、貴省におかれましても御了知の上、円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施につき協力及び関係機関への周知をよろしくお願いいたします。

<本件連絡先>

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

担当者名：庄司、宮澤

TEL：03-5521-8285

Mail：AKANE\_SHOJI@env.go.jp

YU\_MIYAZAWA@env.go.jp

環自野発第 2109011 号  
令和 3 年 9 月 1 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局 野生生物課長  
(公印省略)

### 野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

自然環境行政の推進につきましては、平素より協力を頂き感謝いたします。

さて、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる 10 月より、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を進めることとしています。

つきましては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下「対応技術マニュアル」という。）を踏まえ、下記の事項についての取組を実施願います。

また、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から円滑な防疫対策の実施について協力依頼がありますので、了知の上、適切に対応して頂きますよう、よろしく願います。

### 記

#### 1. 野鳥におけるサーベイランスの実施について

対応技術マニュアルに基づき、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を適切に実施すること。

#### 2. 高病原性鳥インフルエンザ発生への備えについて

鳥インフルエンザ発生時には迅速な情報の伝達等が不可欠であることから、緊急時の連絡体制等について整備するとともに、発生時に備えた資機材の配備等について対応技術マニュアルに基づき再度確認すること。

#### 3. 関係機関及び関係部局との連携について

対応技術マニュアルに基づく野鳥のサーベイランスは、関係機関の相互の役割分担のもと実施することから、地方環境事務所等と連携する他、各都道府県におかれても、家畜衛生担当部局や公衆衛生部局等関係部局との連携を密にし、実態を踏まえ適正な体制を構築すること。

#### 4. 感染予防対策について

鳥インフルエンザは、海外においては家きんとの濃厚接触が原因と考えられる人への感染事例が報告されている。日本においては家きんも含め鳥から人への感染は確認されていないが、調査の実施にあたっては、調査の準備と方法、消毒方法、野鳥との接し方等について、改めて対応技術マニュアル、通知類等の情報を関係者で共有し、人への感染、ウイルスの拡散等の防止について、適切な対応が図られるよう留意すること。

<本件連絡先>

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 庄司、宮澤

TEL : 03-5521-8285

Mail : AKANE\_SHOJI@env.go.jp

YU\_MIYAZAWA@env.go.jp